

釜石市告示第80号

下記の森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたので、同法第7条第1項の規定により告示する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

令和5年9月13日

釜石市長 野田 武 則



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No.	所在	林班	地目	面積 (ha)	森林 所有者数	経営管理 権の存続 期間	整理番号
1	釜石市鵜住居町 第1、3、5、6、 9、20地割	292、 303～307	山林、 保安林	94.13	15	20年	集D-1、2、7、8、 9、11、31、33、40、 41、49、50、56、57、 58
2	釜石市片岸町 第1、8、9、 10地割	297、298、 299、300	山林、 保安林	33.81	13	20年	集D-12、19、20、22、 23、25、27、29、30、 37、38、39、53
3	釜石市鵜住居町 第13、27、28、 29、30地割	270、271、 289、295	山林	44.58	24	20年	集D-3、4、5、6、 13、14、15、16、17、 18、28、32、34、40、 43、46、47、48、51、 54、55、59、61、62
4	釜石市鵜住居町 第20、21、22、 23、26地割	266、267、 268、269	山林、 保安林	46.91	13	20年	集D-6、8、10、24、 26、31、35、36、40、 52、54、60、63

2 縦覧場所

釜石市産業振興部水産農林課

釜石市公式ホームページ（リンク <https://city.kamaishi.iwate.jp>）

3 権利の設定

本告示により、釜石市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。